

資料編

1. 用語の解説

【あ行】

アドバンスケアプランニング

将来の意思決定能力の低下に備えて、ご本人やその家族等とケア全体の目標や具体的な治療・療養について話し合う過程（プロセス）です。“もしもの時のための話し合い”ともいい、もしもの時に自分がどのような治療を受けたいか、または受けたくない、ご本人が大切にしていること（価値観）などを、前もって大切な人と話し合っておく、その一部始終が含まれます。

インセンティブ

元々は意欲向上や目標達成のために外部から与える刺激、誘因、報償などの意味。

平成30年度の介護保険制度改正では、財政的インセンティブが新たに導入されました。これは、市町村の第7期計画の中に設定された介護予防などの施策目標の達成状況に応じて、国が市町村への交付金を増額するというものです。

インフォーマル

非公式である、形式的でない、型にとらわれない、という意味があります。

この計画書でいう「インフォーマル」な支援とは、介護保険制度や市の施策以外の、地域住民やボランティアなどによる非公式な支援活動のことを指します。

【か行】

介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度において、市町村が各地域の状況に応じて取り組むことができる地域支援事業の1つで、通称「総合事業」といいます。市町村が中心となって地域の実情に応じて、介護保険サービス事業者だけでなく、NPO・ボランティア団体、住民主体の活動団体、民間企業など多様な主体を活用し、65歳以上の高齢者に対する効果的・効率的な介護予防・生活支援を提供できる仕組みを構築していく事業です。

協働

それぞれ立場の違う者が、目的を共有して、対等の立場で共に力をあわせて活動していくことをいいます。

居宅介護支援事業所

居宅介護支援事業所とは、要介護（1～5）の認定を受けた方が最適な介護サービスを受けられるようサポートをしてくれる専門家、ケアマネジャーが所属する場所です。自宅で介護保険サービスを利用するために必要なケアプランを、ケアマネジャーが作成・管理するようになります。

看護小規模多機能型居宅介護

通所介護を中心に利用しながら、必要に応じてショートステイや訪問介護、訪問看護を受けることができるサービスです。介護保険の地域密着型サービスの1つです。

キャラバンメイト

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」で、講師役を務める人のことです。

居宅療養

「居宅療養管理指導」のことです。医師、歯科医師、薬剤師などが利用者の居宅を訪問し、療養上の管理・指導を行うサービスです。介護保険で利用できるサービスです。

ケアプランチェック

介護保険サービスは、利用者それぞれの状況に応じてケアマネジャー（介護支援専門員）が作成する「ケアプラン」に基づいて利用することになります。

ケアプランチェックとは、この作成されたケアプランが、利用者の自立支援を目指したものであるか、適切なサービス内容が盛り込まれているかなどについて、点検・確認をすることです。

ケアマネジャー

ケアマネジャー（介護支援専門員）とは、介護を必要とする方が介護保険サービスを受けられるように、ケアプラン（サービス計画書）の作成やサービス事業者との調整を行う人のことです。

圏域外

本計画では、半田市外のことをいいます。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な認知症などの高齢者に代わって、援助者がその権利を表明することです。高齢者等に対する権利侵害から「生命」をはじめ、その人がもついろいろな権利、「自由権」「社会権」「参政権」「財産権」「幸福追求権」などを守り、高齢者等の尊厳を保持し、その人らしく暮らし続けていくことができるようにすることです。

後期高齢者

高齢者のうち、75歳以上の人のことです。65歳から75歳未満の人は「前期高齢者」といいます。

国保連合会

国民健康保険団体連合会の通称。国保連合会は、国民健康保険法の第83条に基づき、会員である保険者（市町村及び国保組合）が共同して、国保事業の目的を達成するために必要な事業を行うことを目的にして設立された公法人です。介護保険に関する主な業務としては、介護サービス事業者からの請求の審査、事業者に対する保険給付分の支払いです。

【さ行】**障がい高齢者の日常生活自立度（障がい高齢者自立度）**

高齢者の身体的な障がいの程度と、それによる日常生活の自立度を客観的に判断するために用いられる指標で、介護保険制度の要介護認定において、この指標を審査判定の参考としています。自立度は軽い方から「J・A・B・C」に区分され、それぞれがさらに「1」と「2」の二つに細分化されます。「寝たきり度」ともいいます。

生活支援コーディネーター

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、生活支援・介護予防の体制づくりを進めていく人です。具体的には、地域の特性や高齢者の困りごとを把握し、サービスの開発や担い手の発掘、育成、ネットワークづくり、ニーズと取組のマッチングを行います。

成年後見制度

判断能力が十分でない者（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その人を援助してくれる人を付けてもらう制度です。

ソーシャルキャピタル

人々の協調行動が活発化することにより社会の効率性を高めることができるという考え方のもとで、社会の信頼関係、規範、ネットワークといった社会組織の重要性を説く概念です。

前期高齢者

高齢者のうち、65歳以上、75歳未満の人のことです。75歳以上の人を「後期高齢者」といいます。

【た行】

第6次半田市総合計画

総合計画とは、将来の都市像を明らかにし、その実現のために長期的展望に立った、総合的かつ計画的な行財政運営を図るための「まちづくりの指針」となる市の最上位の計画です。

第6次半田市総合計画は、平成23年度（2011年）から平成32年度（2020年）までの10年間を計画期間として推進されます。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。平成30年度の制度改正により地域での包括的な支援体制や多世代での共生型サービスが創設され、本計画でもこの考え方を取り入れています。

地域ケア会議

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。

具体的には、市や地域包括支援センターなどが主催し、

- 医療、介護などの多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めます。
- 個別ケースの課題分析などを積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化します。
- 共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげます。

地域支援事業

高齢者が要支援状態又は要介護状態となることを予防するための事業や、介護が必要になった場合においても、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業のことをいいます。

地域資源

地域に存在する活用可能な物の総称です。自然資源だけでなく、人的なものや文化的なものなども含まれます。本計画書では、主にNPO、ボランティア、自治区、民間企業などのことをいいます。

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう支援する総合機関で、主に次の業務があります。

- 1 介護予防支援業務（要支援認定者に対するケアプラン作成）
- 2 介護予防ケアマネジメント業務（総合事業利用者の介護予防ケアマネジメント）
- 3 総合相談支援業務
- 4 権利擁護業務
- 5 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（地域のネットワークづくりやケアマネジャーへの支援）

地域密着型サービス

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、身近な地域ごとに整備された拠点（事業所）において提供される介護保険のサービスです。

原則として、事業所の所在する市町村の住民（被保険者）のみが利用できます。

サービスを提供する事業所の指定や指導・監督は、その事業所の所在する市町村（保険者）が行います。

地域密着型老人福祉施設入所者生活介護

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、入所定員29人以下の介護老人福祉施設が、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供するサービスです。介護保険の地域密着型サービスの1つです。

デマンドタクシー

一種の「乗り合いタクシー」のようなものです。車両は一般のタクシーですが、バスのように停留所から乗り降りを行います。ただ、バスとは異なり、事前に登録を行い、予約があった時のみ運行を行う場合が多いです。近年、全国的に増えつつあり、タクシー会社と自治体が協力し運営を行っているところが多いです。

特定施設

「特定施設入居者生活介護」のことです。有料老人ホームなどに入居している高齢者が、介護や日常生活上の世話、機能訓練などを受けるサービスで、介護保険制度で利用できます。

【な行】

日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、人口、地理的条件、交通事情やその他の社会的条件、介護サービス施設の整備状況などを総合的に勘案して、市町村が設定する区域のことで、その区域（圏域）ごとに介護サービスの基盤整備をはじめ各施策を推進します。

認知症カフェ（プラチナカフェ）

認知症の方やそのご家族が、地域住民、介護や医療の専門職など、認知症に関心のある方が気軽に集まり、仲間づくりや情報交換が行える場のことです。介護体験者や専門職に相談をすることもできます。

認知症ケアパス

認知症の人とその家族が、地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人と家族及び地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組みです。

本市では認知症ガイドブックとして認知症の段階や目的に応じて使える資源を紹介しています。

認知症高齢者の日常生活自立度（認知症高齢者自立度）

高齢者の認知症の程度と、それによる日常生活の自立度を客観的に判断するために、医療・福祉現場で用いられる指標です。特に、介護保険制度の要介護認定において、この指標を審査判定の参考としています。

自立度は、軽い方から「Ⅰ・Ⅱa・Ⅱb・Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・M」に区分されており、「Ⅱ」以上を認知症ありと判断しています。

認知症サポーター

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の方やそのご家族を温かく見守る応援者のことです。何か特別なことをするのではなく、自分のできる範囲で状況に応じた声かけや手助けを行う支援者のことです。「認知症の理解」や「認知症サポーターの役割」等について60分～90分の講座を受講し、修了者にはサポーターの証となる「オレンジリング」が交付されます。

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）

認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）を引き継ぐ形で、平成27年1月に新たに策定された総合戦略です。新オレンジプランでは、「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。」を基本的考え方に据えています。

認知症初期集中支援チーム

認知症やその疑いのあるご本人、ご家族等に対して、医療や介護の専門職が訪問や面接を行い、適切な医療や介護サービスにつなげるために、集中的におおむね6か月間サポートをするチームです。

認知症地域支援推進員

認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の容体に応じて必要な医療・介護及び地域の支援機関をつなぐためのコーディネーター役です。認知症の方やそのご家族を支援する相談業務等も担います。

認定率

被保険者に対する要支援・要介護認定者の割合のことです。通常は第1号被保険者に対する第1号被保険者の要支援・要介護認定者を指します。本計画においても、第2号被保険者は除いて計算しています。

【算出】認定率＝第1号被保険者の要支援・要介護認定者数÷第1号被保険者数

【は行】

パブリックコメント

国や県、市などが新たな制度を策定する場合や、既にある制度を改めようとする場合などに、その案を公表して、市民や事業者から意見・情報・専門的知識を得たうえで、公正な意思決定をするための制度です。

半田市介護保険運営協議会

市の介護保険に関すること（介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、介護保険地域密着型サービスの運営など）について、調査審議をする外部の機関です。委員は20人以内で、学識経験を有する者、市民の代表、関係機関の代表者、関係行政機関の職員で構成しています。

ふくし共育

狭義の「福祉」だけでなく、地域の助け合いなど広義の「ふくし」について子どもたちの理解を深めることを目的に、市内小中学校などの協力の下、総合学習の授業時間を利用して実施しているものです。講師は、市や半田市社会福祉協議会の職員、地域住民が行っています。

フレイル

「加齢により心身の活力が徐々に低下した状態」を表した言葉で、平成26年5月に日本老年医学会から提唱されました。

訪問型サービスD

介護予防・日常生活支援総合事業の中の訪問型サービスの一類型で、自力では移動・外出が難しい高齢者の移動・外出を支援するものです。

【や行】

要介護リスク

近い将来に高齢者が要支援・要介護認定を受ける可能性のことです。

【英字】

ICT（アイ・シー・ティー）

（Information and Communication Technology）の略です。日本語では一般に「情報通信技術」と訳されます。ICTの活用によって医療、介護・福祉、教育などの公共分野への貢献が期待されています。

PDCA（ピー・ディー・シー・エー）サイクル

事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するものです。

2. 半田市介護保険運営協議会委員名簿(平成28・29年度)

氏名	所属団体等(役職等)	備考
花井 俊典	半田市医師会(会長)	会長
石黒 長一	半田歯科医師会(副会長)	事業計画等策定部会長
榊原 瑞輝	知多薬剤師会(会長)	地域密着型サービス運営部会
杉田 市朗	半田市介護認定審査会(会長)	地域密着型サービス運営部 会長
後藤 章次	半田市社会福祉協議会(会長)	事業計画等策定部会
加藤 金吉	半田市民生委員児童委員協議会(副会長)	地域密着型サービス運営部会
古市 哲夫	半田市老人クラブ連合会(会長)	地域密着型サービス運営部会
山本 久子	半田市地域ふれあい会(会長)	事業計画等策定部会
大竹 つい子	半田市食生活改善推進員連絡協議会(会長)	事業計画等策定部会
稲葉 謙之輔	はんだまちづくりひろば(登録団体代表)	地域密着型サービス運営部会
森川 武彦	知多中・南部居宅サービス事業者連絡会 (施設代表)	事業計画等策定部会
部田 かね代	知多中・南部居宅サービス事業者連絡会 (在宅代表)	事業計画等策定部会
市川 真由美	NPO法人介護サービス事業者(役員)	事業計画等策定部会
和久田 月子	愛知県半田保健所 健康支援課(課長)	事業計画等策定部会
来島 修志	日本福祉大学 健康科学部(助教授)	事業計画等策定部会
松井 一夫	一般公募	事業計画等策定部会
森 美枝	一般公募	事業計画等策定部会
長坂 節子	一般公募	事業計画等策定部会
関 正己	一般公募	地域密着型サービス運営部会
加藤 雅俊	一般公募	地域密着型サービス運営部会

※敬称略、順不同

3. 介護保険運営協議会等の開催経過

■介護保険運営協議会

回	日時等	主な内容
第1回	平成29年7月26日(水) 14時から 市役所 庁議室	○半田市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画策定について
第2回	平成29年10月31日(火) 14時から 市役所 庁議室	○半田市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(案)について
第3回	平成30年1月30日(火) 14時から 市役所 庁議室	○半田市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の修正案について ○計画(案)に対するパブリックコメントの結果について

■事業計画等策定部会

回	日時等	主な内容
第1回	平成29年7月6日(木) 13時30分から 市役所 庁議室	○高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づく事業評価について(報告) ○高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定について
第2回	平成29年8月10日(木) 13時30分から 市役所 庁議室	○高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(案)について
第3回	平成29年9月28日(木) 13時30分から 市役所 庁議室	○高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(案)について
第4回	平成30年1月18日(木) 13時30分から 市役所 庁議室	○高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の修正案について ○計画(案)に対するパブリックコメントの結果について

高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(案)のパブリックコメント

・募集期間 平成29年12月1日(金)～平成29年12月25日(月)

4. 半田市介護保険運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、半田市介護保険条例（平成12年半田市条例第21号）第14条の規定に基づき、半田市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- 1 介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の改定に関する事項
- 2 介護保険に関する条例、規則の制定及び改廃に関する事項
- 3 介護保険特別会計の運営及び保険料の改定に関する事項
- 4 介護サービスの向上及び苦情処理に関する事項
- 5 介護保険地域密着型サービスの運営に関する事項
- 6 前各号に掲げるもののほか、市の介護保険に関する施策の実施状況の調査その他重要事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民の代表
- (3) 関係機関の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が必要に応じて招集し議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

第6条 協議会に、介護保険地域密着型サービスの運営等、専門の事項を調査審議するために、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員及び部会長は、会長が指名する。

3 専門部会は、部会長が必要に応じ招集し議長となる。

(関係者の出席)

第7条 協議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部高齢介護課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第28号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月27日規則第4号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

半田市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）

発行年月	平成30年3月
編集・発行	半田市福祉部 高齢介護課 地域福祉課 健康子ども部 保健センター

〒475-8666

半田市東洋町二丁目1番地

TEL (0569) 84-0649